

川崎町農業委員会

8月総会議事録

期 日 平成28年8月10日(水)

場 所 川崎町役場2階入札室

※この公開議事録は個人情報に関すると思われる部分については●で消しています。

平成28年8月10日開催、8月川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前9時00分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作			3番	岩本 勉
4番	吉住 英子			6番	大谷 春清
7番	奈木野 康徳	8番	小山田 憲司		
10番	小峠 清人			12番	中村 明
		14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫
16番	柳武 正義	17番	中野 恵		

3、欠席委員(4人)

2番	植木 守	5番	杉本 利雄	9番	川根 節生
11番	藤川 航				

4、本会事務局 事務局長：寺内幸夫、主事：山野弘貴

5、議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について

報告第1号 非農地証明願について(2件)

その他

6、会議の概要

事務局 定刻になりましたので、平成28年8月の農業委員会総会を開催します。本日は、16名中12名の出席であり定足数に達していますので総会は成立しています。これより議事進行は●●会長にお願いいたします。
では会長、御挨拶をお願いします。

議長 挨拶
それでは、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、15番の●●●委員、16番の●●議委員、両委員にお願いいたします。
議案第1号に入ります前に、川崎町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっておりますので、●●●委員

には議事終了まで退席をお願いします。(●●●委員退席) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。この申請は、売買による許可申請です。譲受人住所、●●郡●●町大字●●●●●●番地の1、氏名、●●●●●、年齢、●●才、家族構成、●人、農主●、農従●、耕作面積、自作地、●●●●●●㎡、小作地、●●●●●●㎡計、●●●●●●㎡、農機具の状況、一式、譲渡人住所、●●郡●●町大字●●●●●●番地●●、氏名、●●●●●、年齢●●才、家族構成、人員●、農主●、農従●、耕作面積、自作地、●●●●●●㎡、小作地、●、計●●●●●●㎡、土地の所在、大字●●字●●地番●●●●番●●●●●●番●、登記地目、●、現況地目、●、地籍、●●●番●につきましては、●●●㎡、●●●番●につきましては、●●㎡、計、●●●㎡、通作距離、車で●●、申請理由、農用地拡大のため。2ページに位置図、3ページに航空写真、4ページに現況写真を付けています。この申請地は、東田原団地南西側に位置します。現地は地元委員であります、●●会長、●●委員と現地確認しました。

議長

ただいまの説明に関連して、地元農業委員の●●委員、補足説明をお願いします。

●●委員

所有者には農業後継者がいないため、将来を見据え農地の売却等を考えていました。そこで、農業委員でもあり、認定農業者でもあり、また、近傍農地を耕作している●●●さんを買っていただくことは最良の選択肢の一つということが言えます。担い手への農地の集積を考えた場合でも望ましい、所有権移転であると考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明、地元委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

それでは議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり承認といたします。

それでは、議案第2号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見についてを説明いたします。5ページをお願いします。まず農用地区域内農地とは、川崎町で定める農業振興地域整備計画において指定した農地です。この農用地区域内農地であれば転用はできませんので、この区域から除外する必要がありますが、町道部分は収用法により農振除外、転用の必要はありません。残地については、既存の駐車場が

狭く大型バス等がとめられないため、新たに駐車場として整備します。そのため農振除外、転用が必要になります。県道から魚樂園に向かう道路の幅が狭く対面通行が出来ないため隣接地を買収し町道を拡幅します。6ページに位置図、7ページに航空写真を付けています。

現地は地元委員が当事者のため議事に参与できないため、●●会長と転用委員長であります●●●委員に確認をお願いしました。以上です。ただいまの説明に関連して、転用委員長であります●●●委員、補足説明をお願いします。

議 長

●●●委員

この場所につきましては、魚樂園が駐車場ということで使うということで、道路と兼用でできるということで、別に差支えないと思います。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明、転用委員長からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

それでは議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり承認いたします。

つづきまして、報告第1号番号1、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号、非農地証明願について

8ページをお願いします。

番号1を説明します。

申請者住所、●●町大字●●●●●●●番地、氏名、●●●、土地の所在、大字●●●字●●●●●●●番●、登記地目は田、現況地目は宅地、地積、●●●m²、申請理由、20年以上前より私道として使用されており、この道が無ければ、家の出入りが出来ない。農地への復旧が困難なため。9ページに位置図、10ページに航空写真。11ページに現況写真を付けています。申請地は●●●さんの自宅の通路です。当地は地元委員であります●●委員と●●●委員とで現地確認しました。以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、地元委員であります●●委員さん、補足説明をお願いします。

●●委員

事務局の説明どおりでございます。20年以上前より私道として使用されており、私たちの方も当然そおいうあれは済んでおると思っていたけど、今になってこれ出てきました。これがなければ出入りが出来ないので、どうか非農地証明をよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ただ今の事務局説明、地元委員からの説明について、質疑のある方は

挙手をお願いします。ございませんか

(なし)

それでは報告第1号番号1を終わります。

続きまして、報告第1号番号2非農地証明について、事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いします。

番号2を説明します。

申請者住所、●●町大字●●●●●番地●●、氏名、●●●●●、土地の所在、大字●●字●●●●●番、及び●●●●●番●、登記地目は畑、現況地目は山林、地積、●●●㎡、と●●●㎡、計●●●㎡です。申請理由、20年以上前より草木が生茂っており農地への復旧が困難なため。13ページに位置図、14ページに航空写真。15ページに現況写真を付けています。当地は地元委員であります●●会長と●●●委員とで現地確認しました。以上です。

●●●委員 ●●●●●さんのところに関しては福岡農産のちょうど真裏になるんですよね。あそこは昔から雑木というか大きい20年以上たった木が現在でも立ってまして、農地としては復旧が困難ということで●●さんから要請がありましたので、よろしく願いたします。

議長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明、地元委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

(なし)

報告第1号番号2を終わります。

議長 ほかに何かありませんか。次回の総会は、年間の予定表では9月9日(金)になっていますが9月12日(月)13時30分から行いますのでお間違えの無いよう、よろしく願いたします。

以上をもちまして、平成28年8月総会を閉会いたします。

閉会 午後9時20分